**指定居宅介護支援事業所重要事項説明書**

資料２－１

（★）…重要事項説明書への記載を必須としている項目

（☆）…重要事項説明書への記載が望ましい項目（令和６年度４月１日から必須）

１　指定居宅介護支援を提供する事業者について（★）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名称 | （法人種別及び法人の名称） |
| 代表者氏名 | （代表者の役職名及び氏名） |
| 本社所在地（連絡先及び電話番号等） | （法人登記簿記載の所在地）（連絡先部署名）（電話・ﾌｧｯｸｽ番号） |
| 法人設立年月日 | （法人設立年月日） |

２　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

1. 事業所の所在地等（★）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名称 | （指定事業所名称） |
| 介護保険指定事業所番号 | （指定事業所番号） |
| 事業所所在地 | （事業所の所在地、ビル等の場合は建物名称、階数、部屋番号まで） |
| 連絡先相談担当者名 | （連絡先電話・ﾌｧｯｸｽ番号）（部署名・相談担当者氏名） |
| 事業所の通常の事業の実施地域 | （運営規程記載の区市町村名を記載） |

1. 事業の目的及び運営の方針（★）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の目的 | （運営規程記載内容の要約） |
| 運営の方針 | （運営規程記載内容の要約） |

1. 事業所窓口の営業日及び営業時間（★）

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | （運営規程記載の営業日を記載） |
| 営業時間 | （運営規程記載の営業時間を記載） |

1. 管理者

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者 | （氏名） |

1. 事業所の職員体制（★）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職 | 職務内容 | 人員数 |
| 管理者 | 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 | 常　勤　　名 |
| 介護支援専門員 | 居宅介護支援業務を行います。 | 常　勤　　名（うち兼務　名）非常勤　　名 |
| 事務職員 | 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | 常　勤　　名非常勤　　名 |

1. 指定居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について（★）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 居宅介護支援の内容 | 提供方法 | 介護保険適用有無 | 利用料及びその他の費用 | 利用者負担額（介護保険適用の場合） |
| 1. 居宅サービス計画の作成
 | 別紙に掲げる「１．指定居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。 | 左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。 | 別紙に掲げる「２．利用料及びその他の費用について」を参照下さい。 | 介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。（全額介護保険により負担されます。） |
| 1. 居宅サービス事業者との連絡調整
 |
| 1. サービス実施状況把握、評価
 |
| 1. 利用者状況の把握
 | ※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金を頂きます。当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を、後日お住まいの区市町村の窓口に提出して下さい。 後日全額払い戻しを受けることができます。 |
| 1. 給付管理
 |
| 1. 要介護認定申請に対する協力、援助
 |
| 1. 相談業務
 |

３　利用者の居宅への訪問頻度の目安

|  |
| --- |
| 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安 |
| 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも１月に１回 |

* + ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

４　その他の費用の請求及び支払い方法について

|  |  |
| --- | --- |
| 1. その他の費用の請求方法等
 | 1. その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
2. 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
 |
| 1. その他の費用の支払い方法等
 | 1. 請求書の内容を確認のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)事業者指定口座への振り込み(イ)利用者指定口座からの自動振替(ウ)現金支払い1. お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
 |

５　指定居宅介護支援の提供にあたって

1. 指定居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
2. 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
3. 病院等に入院する場合には、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がございます。病院等に入院する必要が生じた場合には、ご本人またはご家族から担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。

６　感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
2. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
3. 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施しています。

７　虐待の防止について（☆）

1. 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
	1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
	2. 虐待の防止のための指針を整備しています。
	3. 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を定期的に実施しています。
	4. 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 虐待の防止に関する担当者 | (職・氏名を記載する) |

1. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
2. 虐待通報の窓口

|  |  |
| --- | --- |
| （事業者の担当部署・窓口の名称） | 電話番号：受付時間： |
| 目黒区高齢福祉課高齢者支援係 | 電話番号：03-5722-9352受付時間：8:30から17:00まで（ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く） |

８　秘密の保持と個人情報の保護について（★）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 | ①　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。1. 従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 |
| 1. 個人情報の保護について
 | ①　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。②　事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) |

９　事故発生時の対応方法について（★）

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 家族等緊急連絡先 | 氏名：　　　　　　　　　　　　続柄住所：電話番号：勤務先： |

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険会社名 |  |
| 保険名 |  |
| 補償の概要 |  |

10　身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11　記録の整備

　　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了の日から２年間保存します。

12　指定居宅介護支援内容の見積もりについて

1. 担当介護支援専門員

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　（連絡先：　　　　　　　　　　　　　　）

1. 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護保険適用の有無 | 利用料（月額） | 利用者負担（月額） | 交通費の有無 |
|  |  |  |  |

1. 1ヵ月当りの利用者負担額（利用料とその他の費用の合計）の目安

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者負担額の目安額 | （目安金額の記載） |

* + この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

13　サービス提供に関する相談、苦情について（★）

1. 苦情処理の体制及び手順
	1. 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
	2. 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
		*

指定申請時に提出された「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき記載してください。

* + -
1. 苦情申立の窓口

|  |  |
| --- | --- |
| （事業者の担当部署・窓口の名称） | 所在地：電話番号：ﾌｧｯｸｽ番号：受付時間： |
| 目黒区介護保険課介護保険管理係 | 所在地：目黒区上目黒二丁目19番15号　目黒区総合庁舎電話番号：03-5722-9574ﾌｧｯｸｽ番号：03-5722-9716受付時間：8:30から17:00まで（ただし、土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く） |
| 国民健康保険団体連合会相談窓口 | 所在地：千代田区飯田橋三丁目5番1号　東京都区政会館電話番号：03-6238-0177ﾌｧｯｸｽ番号：03-6238-0022受付時間：9:00から17:00まで（ただし、土・日・祝日を除く） |

上記内容について、「目黒区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

説 明 年 月 日:　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業者 | 所在地 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者名 |  |
| 事業所名 |  |
| 説明者氏名 |  |

　上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

同意交付年月日:　　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 利用者家族の代表 | 住　所 |  |
| 氏　名 |  |